

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		見舞金の支給
根拠法令及び条項		新座市犯罪被害者等支援条例 第8条 市は、規則で定めるところにより、犯罪行為により死亡した者の遺族又は犯罪行為により傷害を受けた者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の見舞金を支給するものとする。 (1) 遺族見舞金 30万円 (2) 傷害見舞金 10万円
所管部課係名		危機管理室消防・防犯係
審査基準	関係条項	新座市犯罪被害者等支援条例施行規則第3条、第4条、第5条、第6条、第7条及び第8条
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (条例及び規則の規定で言い尽くされているため)
	参考事項	
標準処理期間	設定等年月日	令和 年 月 日設定 (令和 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (関係各所に内容照会をする必要があり、事案ごとに要する時間が異なるため)
	設定等年月日	令和 年 月 日設定 (令和 年 月 日最終変更)